

国民国家論と戦後歴史学

——「私」論の可能性——

加藤千香子

はじめに

西川長夫の業績のなかでも、国民国家論は、社会的影響力の大きさという点で抜きん出ているといえる。国民国家論については、すでに多くの紹介や議論が出されているが、本稿は、国民国家論が提唱されてから四半世紀を経た今日の時点で、その問題提起の意味を、歴史研究に携わる者としてあらためて考えようとするものである。

国民国家論が登場したのは1990年代の初めであるが、その問題提起が、とりわけ「戦後歴史学」と呼ばれた日本の歴史学界に衝撃を与えたことは確かである。歴史学研究会（歴研）が1980年代から90年代にかけての歴史学の動向をまとめた『現代歴史学の成果と課題Ⅰ』には、「歴史学における方法的転回」とタイトルがつけられ、帯には「これほど歴史学が変化を遂げた時代があったらどうか」と書かれている¹⁾。国民国家論は、その歴史学「転回」の気運を巻き起こした中心的存在だった。

当時、戦後歴史学の磁場のなかにいた私も国民国家論のインパクトを受けた一人である。最初に少しだけ自分に関わることを述べておきたい。1980年代に研究をはじめた私は、昭和戦前期の農民運動を研究対象とし、農村の階級構造や階級的農民運動の展開過程の分析を通して日本の民主主義の発展度合を明らかにするという問題を立てていたが、それは当時の日本近現代史研究においてトピカルなテーマであった。しかし、まもなくそうしたテーマや問題設定は後景に退き、私も新たに研究テーマを模索するなかで女性史やジェンダー論に向かうようになるが、国民国家論に接したのはその時だった。私が問題にしようとした近代社会の性役割規範は、「(社会主義への) 変革」を展望するための戦後歴史学で取り上げられるテーマではなかった。それに対して、国民国家論には、戦後歴史学の枠組みでは対象化できない問題に接近するための可能性が感じられたのである。

一方、西川長夫にとって戦後歴史学とはどのような存在だったのか。西川は、「『歴史』あるいは『歴史学』は戦後の特権的な学問でありイデオロギーであった²⁾」と言い、そうした「戦後の特権的な学問」としての歴史学を「戦後歴史学」と呼んだ。西川は、戦後歴史学から距離を取ろうとしていたようにみられるが、まったくその外部に位置していたかという点、必ずしもそうとはいえない。西川は、自らの国民国家論と戦後歴史学の関係について、1999年の歴史学研究会大会全体会で次のように述べていた。

国民国家論は戦後歴史学の鬼子のようなものであって、最終的に戦後歴史学批判の立場をとるが、その批判は外部から突然現れた批判ではなく、戦後歴史学の内部で懐胎形成され

た内在的批判である、あるいはそうなりたい³⁾。

このように西川は自らもその内部にありながら戦後歴史学批判を行うという立場を語っていたが、それが生涯を通じて西川が追究しようとしたテーマの一つであったことは、絶筆となった論稿のタイトルが「戦後歴史学の反省」であった⁴⁾ ことから明らかだろう。

現在、「戦後歴史学」はすでに過去のもののように見える。しかし、「戦後」という時代に強い影響力をもった歴史学とはどのようなもので、そこにどのような問題があったのかをいま検証することは、ポスト「戦後」における新たな歴史の実践を構想するうえで欠かせないのではないだろうか。西川長夫は、国民国家論によってどのように戦後歴史学をのり越えようとし、さらに新たな歴史の実践をどのように構想したのか、考えていきたい。

1. 国民国家論の起点——ボナパルティズム論とフランス革命史の見直し

西川長夫は、国民国家論の提唱以前にも、戦後歴史学に対して論争喚起的な問題提起を行っていた。その代表は、ボナパルティズム論とフランス革命史論である。まず、これらの研究を国民国家論とのかかわりを重視しながら見ていくこととする。

西川は、ボナパルティズムというテーマに学生時代から関心を寄せ、論文も継続的に発表していたが、歴史学で大きな反響を呼んだのは、1984年に出版された『フランスの近代とボナパルティズム』であった⁵⁾。この本で西川が行ったのは、ボナパルティズムについての歴史学上の通説に対する強烈的な批判である。ブルジョア革命後にボナパルティズムとして現われた近代国家の性格をどう定義するかという問題は、歴史学の争点の一つであった。プロレタリアートとブルジョアジーの勢力均衡とみる「均衡論」と、近代ブルジョア国家の例外とみなす「例外国家論」が、代表的な議論といえる。しかし西川は、それら両者をともに退けたのである。「私が通説的な『均衡論』や『例外国家論』に反対なのは、マルクスやエンゲルスのテキストがそのようにはどうしても読めないからであり、同時にボナパルティズムのモデルとされているフランスの歴史的分析がそのような解釈を許さないからである」と西川は断言した⁶⁾。

重要なのは、西川の疑義が、歴史的通説が自明視していた近代ブルジョア国家自体が持つ特質に向けられたことである。歴史学での通説的理解は、ボナパルティズムを近代ブルジョア国家からの「例外」とみなす前提に立っていたが、西川は、ボナパルティズムこそが「近代ブルジョア国家の巨大な国家装置」そのものだととらえたのである⁷⁾。さらに、西川は自らのボナパルティズム論について次のように語っている。

私の試みは、輝かしいフランス近代の暗黒の部分に照明をあて執着し続けることによって自分がそのなかに身をひたしていた支配的なイデオロギーとしての近代主義からわが身を引き離そうとする試みであった⁸⁾。

「近代主義」から「わが身を引き離そう」という姿勢は、国民国家論につながるものである。こうしてボナパルティズム論によって「輝かしいフランス近代の暗黒の部分に照明をあて執

着」するようになった西川が、「輝かしいフランス近代」をもっとも象徴する「フランス大革命」の再考へと向かったのは必然的といえるだろう。それは、ちょうど1989年のフランス革命200周年を記念する大規模な国際的行事が企画されていた時期に重なる。西川は、そうした記念行事には直接かかわらないようにしながらも、87年に「大革命は私にとって『冷たい対象』ではなくいぜんとして『熱い対象』である」と語っている。では、その理由がフランス革命の栄光を今一度称えようとするためでないとするれば、西川の関心はどこにあったのか。それについて西川は次のように述べている。

フランス革命の時代がいま終わりつつあり、大革命200周年は一つの時代の終わりと次の時代の始まりを告げる歴史的な節目である。現代のわれわれにとってフランス革命とは何よりもまず近代的な国民国家の誕生を意味するのではないだろうか。

西川が革命200周年にみた「フランス革命の時代」の終わりとは「国民国家の時代の終わり」にほかならない。これを起点に、国民国家に焦点が絞られていくこととなる。それが、現代における国民国家の「危機」という状況に対する鋭い観察に裏付けられていたことは、次の言葉から分かる。

[中略] 現在われわれが目前にする、あらゆる良きものあらゆる悪きものの大半は（原爆も社会福祉も）、国家とのかかわりで、あるいは国家によってもたらされた。だが、国家利益は200年のあいだに地球を食い尽くそうとしている。いままも国家は隆盛をきわめている。だが少なくとも次の三つの側面から危機が迫っている。第一は核戦争の可能性によって。第二は多国籍企業といった資本の側からの国家離れによって。第三は国家の強権がもたらす害悪に目覚めた市民たちの反抗によって⁹⁾。

フランス革命に対する西川の強い関心は、国民国家の時代の終わりに立ち合いながら次の時代を展望するために、その誕生にさかのぼって問題と可能性を検証しようとするところからきていたのである¹⁰⁾。

さて、こうした問題意識に立つ西川のフランス革命史論は、フランス革命を「輝かしい」革命の伝統の中でとらえる戦後歴史学に対する「大きな、そして根底的な挑戦」にならざるをえない。西川の論は、フランス革命とは「農民革命」か「ブルジョア革命」か、という戦後歴史学で続けられた論争の前提そのものに問いを向け、革命が生んだ国家装置や国民統合を問題とするものであった。そしてその過程で、フランス革命の経緯やその成果とされる人権宣言が、同時に女性や外国人の排除の論理をはらんでいたことを浮かびあがらせた。また、フランス革命と日本の明治維新との比較においては、明治維新を未達成なブルジョア革命や絶対主義の成立ととらえ遅れや特殊性を強調する講座派的な明治維新史研究に対して、それを、国民国家を誕生させた革命ととらえ、フランス革命と明治維新の類似性を強調したことも、戦後歴史学の通説への大きな挑戦であったと言える。

西川は後に次のように語っている。「戦後歴史学を、戦後歴史学のなかで根底的に問い直した

めには、フランス革命や、さらには明治維新を根底的に問い直し、フランス革命や明治維新の神話から解放される必要があったのです¹¹⁾。意図されていたのは、戦後歴史学自身の「神話からの解放」なのであった。

2. 国民国家論の登場

フランス革命を「国民国家」誕生の起点としてとらえ直した西川長夫は、その後「国民」の問題性に照準を定めるようになる。1992年に発表した論考のタイトルは「国民(Nation)再考」であった。同論文で西川は、「国民を論じることの困難は、われわれが今なお国民的なイデオロギーから完全には解放されておらず、国民的なイデオロギーの磁場のなかで、自らも国民的なイデオロギーに浸透されながら、国民を対象化しなければならないところにある」と述べ、次のように断言している。

国民は解放の観念であると同時に抑圧の観念である。国民は時間的空間的に全体性を志向する統合の観念である。国民へのアプローチは、たとえその一側面を問題にする場合にも、その複合的な全体を視野に収めておく必要があるだろう。国民はのり越えらるべき歴史的概念である¹²⁾。

「国民」を「のり越えらるべき歴史的概念」と断じた西川の問題提起は、戦後歴史学の存立をも揺るがすきわめてラディカルな行為だったことは間違いない。

これを皮切りに西川は、フランスにとどまらず地球規模にまで拡大した「国民国家」の原理の探究に向かう。それがすなわち「国民国家論」である。1992年に刊行された『国境の越え方——比較文化論序説』は、国民国家論として知られる最初の著書となった。強いインパクトをもつ同書の一節を挙げておこう。

地球が国家に色分けされてしまったのは、そんな昔のことではない。せいぜい最近の二〇〇年、フランス大革命以後のことと考えてよいだろう。それなのにわれわれは近代国民国家のイデオロギーにすっかり侵されている。国家のイデオロギーの特色の一つは、自国と他国、国民と外国人、「われわれ」と「彼ら」の二分法だ。昔、「彼ら」は怪物や人食人種であったりした。今では黒人や共産主義者や犯罪者や外国人労働者、等々だ。公認された差別の原理である¹³⁾。

国民国家のイデオロギーを、西川は「公認された差別の原理」と喝破したのである。

その後、国民国家の原理に関する考察を進めた西川は、90年代半ばにその成果を表した。94年の論考で提示された国民国家の特色は次の三つである。「第一に、国民国家と呼ばれているものは、原理的には、国民主権と国家主権によって特徴づけられるということ」、「第二に、国民国家には国家統合のためのさまざまな装置(議会、政府、軍隊、警察、等々といった支配・抑圧装置から家族、学校、ジャーナリズム、宗教、等々といったイデオロギー装置までを含む)

が必要であると同時に、国民統合のための強力なイデオロギーが不可欠である」こと、「第三に、国民国家は、他の国民国家との関連において存在するのであって、単独では存在しえない」ということ¹⁴⁾。

続く95年の論考では、さらに国民国家の特色として二つがつけ加えられた。「(第四の特徴)として挙げたいのは、国民国家の矛盾的性格である。〔中略〕国民国家による解放は抑圧を、平等は格差を、統合は排除を、普遍的な原理(文明)は個別的な主張(文化)を伴うというように、国民国家は本来矛盾的な存在であり、その矛盾的な性格を発展のダイナミズムの根源としている」、そして「第五の特徴として国民国家のモジュール性」である¹⁵⁾。さらに、この考察は「国民統合の前提と諸要素」と「国民化(文明化)」という二つの表¹⁶⁾に集約され、以後繰り返し著作に登場することになった。言うまでもなくこの原理は、近代世界の「どの国家にもあてはまる原理」として提起されたものである。

このような国民国家の原理についての考察と並行しながら、主に日本近代を対象にして国民国家の歴史過程に関する検証も精力的に進められた。95年刊行の『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容¹⁷⁾』、99年の『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成¹⁸⁾』は、多くの研究者とともに国民国家や国民文化の形成を検討した大規模な歴史共同研究の成果であった。この部厚い二冊に収められた歴史過程の検証は、実際に歴史学に新たな視点と知見をもたらし、大きな反響を生むこととなった。

3. 国民国家論と戦後歴史学

国民国家論が、戦後歴史学に対する根底的な問題提起であったことは見てきたとおりだが、ではそれは、戦後歴史学の側でいったいどのように受けとめられ、議論されたのだろうか。

最初に、「戦後歴史学」の成り立ちや特徴、その90年代初めまでの経緯について確認しておこう。戦後歴史学とは、皇国史観が崩壊した後における新たな国史＝日本史像の創出を「国民に対して負う責任」と自覚した敗戦直後の歴史学者の動きにはじまる。その後、歴史学研究会や歴史科学協議会、日本史研究会などの学術団体が拠点となり、アカデミズムと運動とを両輪としながら戦後日本で強い影響力をもち、国民の歴史意識形成に大きな力を発揮していった。戦後歴史学でうたわれたのは「科学的歴史学」で、マルクス主義的な唯物史観が拠りどころとされ、世界史像の前提は「世界史の基本法則」であった。それは社会主義に向けての体制の変革・革命を展望するマルクスの発展段階論に基づくもので、発展の基本単位は一国史であった。戦後歴史学においては、70年代以降に社会史や民衆史の登場などを契機とした変化も生まれたが、こうした基本的な理論枠組みは1980年代まで維持されていた。

戦後歴史学の基盤に動揺が起ったのは、1989年の東欧革命や冷戦終結にはじまり91年末のソ連崩壊に至る一連の世界史的激動の時である。当時歴史学研究会の委員長を務めていた歴史学者の西川正雄は、その時の様子を次のように述べている。「いったい『歴研ならでは』の境地はどこにあるのであろうか。その問題が、この数年ぐらい鋭くつきつけられたときは無いのではなかろうか。歴研委員会の中ですら、歴研にとっては馴染みの『人民的・変革的・科学的』という言葉に対する違和感が表明された¹⁹⁾」。

このようにして、90年代には戦後歴史学の模索が始まることとなったが、そのなかで「世界史の基本法則」に依拠してきた従来の歴史像の見直しや再構成も唱えられるようになった。国民国家論の登場は、こうした過程のなかで、注目を集めることとなったのである。歴史学研究会の委員長経験を持つ小谷汪之は、国民国家論について「出口のない議論」とする批判を認めながらも、「世界史像再構成の気運を生み出した」と次のように評価している。

西川の「国民国家論」に対しては、その国民国家批判という意図にもかかわらず、国民国家の国民統合力をあまりにも過大に評価しているため、出口のない議論になってしまっているという有力な批判が出されている。しかし、だからといって、西川の「国民国家論」が西欧近代的な世界史像の基軸をなす理想的「近代」像に根底的な批判を加え、世界史像再構成の気運を生み出したことを過小評価することはできない²⁰⁾。

90年代の歴史学研究会では新しい試みが見られた。「国民国家」がテーマに掲げられたこともその一つである。1990年歴研大会全体会では「歴史認識における『境界』」、91年に「歴史認識における『境界』Ⅱ——国民国家を問う」、1992年に「歴史の転換と民族運動——国民国家を問う」という統一テーマが立てられ、さらに1994年に『国民国家を問う』が刊行された。同書には西川長夫の「フランス型国民国家の特色」の論文も収録されている。97年大会全体会で「近代日本における“マイノリティ”」をテーマに、沖繩（鹿野政直）・在日朝鮮人（徐京植）・女性（西川祐子）の報告が立てられたこともそれまでにない試みだった。こうした企画には、戦後歴史学が前提としてきた一国史的発展段階論の枠組みに対する疑問が含まれている。また、「人民」＝「国民」を準拠集団としてきたことから考えると、「境界」や「マイノリティ」が主題とされたのは画期的といえる。

しかし、このように戦後歴史学で歴史像の再構成の必要が認識され実際に新たな試みが生まれながら、やはりそこに国民国家論との隔たりは存在する。それが顕著に表れたのが、西川長夫が登壇者の一人となった1999年度の歴研大会全体会「再考：方法としての戦後歴史学」である。「『戦後歴史学』を総括」することを目的に掲げたこの大会では、以下の3報告が立てられた。石井寛治「戦後歴史学と世界史——基本法則論から世界システム論へ」、西川長夫「戦後歴史学と国民国家論」、二宮宏之「戦後歴史学と社会史」。この大会は、西川長夫が絶筆となった「戦後歴史学の反省」で詳しく述べているように、戦後歴史学についての歴史研究者自身による自己検証の場であったといえる。西川はそれを、「『戦後歴史学』の影響下に育った歴史学者たちの『戦後歴史学』埋葬の儀式²¹⁾」と表現している。

当日、最もラディカルな問題提起をしたのは言うまでもなく西川である。戦後歴史学が依拠した「世界史の基本法則」の一国史的な枠組みや生産力主義に対する批判は、石井・二宮報告でもなされていたが、西川の報告は、次の言葉に示されるように「歴史学」という学問の存立基盤にかかわる根底的な問いであった。

歴史学は、体制的な歴史学であれ、反体制的な歴史学であれ、結果的にはつねに国民国家を強化するという機能をはたしてきました。戦後歴史学とその中心にあった歴史学研究会

は、つねに歴史意識を問題にすることによってあらゆる学問の中でも相互批判、自己批判のもっとも強い領域であったと思います。しかし今から考えると不思議なほどですが、歴史学自体の基盤、歴史学自体の国民国家的基盤が根底から批判的に問われることはほとんどなかった。むしろ反体制的な立場と社会主義への使命感ゆえに、歴史学の国民国家的基盤に対する疑問は意識的無意識的に抑圧・隠蔽されたのではないか²²⁾。

西川は、歴史研究者に対しても次のようにきわめて厳しい批判を投げかけている。

歴史研究者には多くの場合、自分が救い難く国民化されているのだという自覚が欠如しています。この無自覚はそれ自体が国民化の結果ですが、科学＝学問は本来、中立的であるという国家イデオロギーを受け入れた結果でもあります。この無自覚はまた国民＝民族の美化という歴史学本来の傾向に由来するものでありましよう²³⁾。

「自分が救い難く国民化されているのだという自覚」の「欠如」という指摘は、97年の歴研大会全体会「近代日本における“マイノリティ”」で西川祐子が行った「マイノリティ」という企画者による規定に対する疑義に通じるものといえよう²⁴⁾。つまり、自らを「国民」＝マジョリティの位置に置きながら、そのことに全く無自覚であるという問題である。だが、会場でこの西川長夫の歴史学告発ともいえる問題提起に対する正面からの応答はなかった。

ところで、戦後歴史学のメインストリームではない民衆史やフェミニズム・ジェンダー史などの領域では、当時から国民国家論を積極的に受けとめる動きがあった。ジェンダー概念の導入や元「慰安婦」女性たちの告発が起った80年代末から90年代にかけての時期、フェミニズムを背景とする歴史研究には勢いがあった。フェミニズムやジェンダーの歴史研究は、「男性」中心の社会構造の成り立ちを周辺化される側から問うものであるが、この時期には、周辺化されたり差別されたりする側である女性もまた、国家に取り込まれ加担する存在でもありうるということに目を向けるようになっていた。また、近代家族の再考や近代が生む性分業構造についての研究も、次々と出されるようになっていた²⁵⁾。それらの研究が議論を呼んだのは、ナショナリズムとジェンダー、女性の国民化の問題、近代家族と国民国家との密接な関係などであるが、その視点は国民国家論と共鳴するものだったといえる²⁶⁾。

一方、戦後歴史学のメインストリームに位置する日本近代史研究者——その多くは男性——からあがったのは、国民国家論への強い反発の声であった。1998年度の日本史研究会大会は、「戦後歴史学の総括」を掲げながら「なお戦後歴史学の知の財産を継承していく」とうたい、「『国民国家論』とその批判」を個別報告の共通テーマに掲げた²⁷⁾。企画発起者の小路田泰直は、「『国民国家批判症候群』とも言うべき昨今の、歴史学を取りまく思想状況（風潮）」への「戸惑い」や「危機感」を次のように述べていた。「『国民国家を相対化する』ということは、じつはこの〔日本国憲法：引用者〕前文に盛られた精神を相対化するということを意味するからだ、それがそう『あっけらかん』と語られて良いのだろうか²⁸⁾」。小路田は、冷戦終結後の時代を、国民国家の時代の終結ではなく「真の国民主権」の時代の始まりととらえ、日本国憲法に基づく「真の国民国家」の確立を最重要課題とし、戦後歴史学の継承と国民国家論批判を前面に打ち出した

のである。

98年の日本史研究会大会で個別報告を行った大門正克は、「[1990年代には]新自由主義の思想と国民国家論が交錯し、共鳴するような領域が作り出されている」という現状認識を提示していた。大門は、国民国家論に対して次のような批判を行っている。

国民国家論の中には、国民国家の拘束力のみを判断基準にする議論があり、そこでは国民国家にからみとられるか否かが最大にして唯一のバロメーターになっている。人と人とのつながりには、国民国家にからみとられる危険性や、個人を抑圧する危険性があることが強調され、忌避される傾向にある。そしてその批判の先には国家に距離をおき、社会を超越した個人が展望されることとなる²⁹⁾。

大門は国家社会の国民生活保障機能を著しく低下させる新自由主義に強い懸念を示すのであるが、「人と人とのつながり」を忌避し「社会を超越する個人」を展望する国民国家論を、そうした傾向と共犯関係にあるととらえたのである。

また日本近代史研究者の安田浩も、国民国家論を、近代の抑圧性や近代国家の比較の可能性をひらいたという点で評価しながら、「『国民』からの逃走や逸脱、あるいは『非国民』の選択を示唆するその論法」を強く批判した。安田は、「特定の社会的諸関係のなかで生きる以外にない現実的諸個人に対しての高踏的批判ではないか」と言い、「自己反省的国民史を叙述する必要はなくなっていない」とまで断言している³⁰⁾。

以上のような歴史研究者の国民国家論批判から見えてくるのは、戦後歴史学にとって（国民）国家とは、民主主義を築く場であり、生活保障の拠りどころであり、また人と人の関係性を培うための紐帯であったということ、そしてそれがいかに欠かせない存在であったかということである。戦後歴史学は、「変革主体」を構想してきたが、それは、言い換えるならば既存の支配的階級に代わって国家権力を掌握する「真の国民」と言ってもよいだろう。1999年歴研大会「再考：方法としての戦後歴史学」を企画した安田常雄は、戦後歴史学の描く「国民」には「本質としての『進歩性』（革命性）が存在する」とし、「ここには『変革の学問』がアприオリに前提する『国民』の捉え方がよく現れており、その後もこの思考パターンは再生産された」と指摘している³¹⁾。戦後歴史学は、「真の国民」によって担われる「真の国民国家」建設を目指す「国民の歴史」づくりのための学問であったが、それは戦後歴史学が描いてきた世界史像が再検討に付されるようになって、依然として引き継がれていたことは間違いない。

国民国家論が問うたのは、こうした戦後歴史学の前提や目的そのものなのである。「国民国家が全体を一元化していくというプロセスのみが描かれる」と国民国家論を批判する大門に対して、西川は次のように反論した。

大門さんの国民国家論とうまくかみ合わないのは、力点をかけるところが違っているからかもしれませんね。大門さんが還元論的だと言うときは、主として国家装置のほうで国民国家論を考えているのではないのでしょうか。そこで国民化の問題、それは国民がいかに恐ろしい存在になりうるかという問題意識が弱められる。

ぼくは国民国家論を言うときに強調しているのは、国民国家は戦争を生み出す装置である、戦争機械である、もうひとつは、国民国家は植民地と切り離して、存在しえない、といったこと。国民化と戦争と植民地は国民国家論のなかで非常に大きな位置を占めている³²⁾。

大門が国民国家論に見たのは、国家装置によってつくられる画一的なロボット集団のような国民イメージである。だがそれは、一人ひとりが無自覚なまま戦争や植民地につらなり加担してしまう西川の「国民」像とは大きくズレている。戦後歴史学と国民国家論との間の埋められないギャップは、こうした「国民」のとらえ方にあったといえるだろう。

4. 国民国家の越え方——「私文化」「私論」

戦後歴史学につらなる研究者たちは、国民国家論を「出口のない議論」と評したが、はたしてそうだろうか。西川長夫は、国民国家や「国民」からの「出口」についてどのように考えていたのか、あらためて見ていくことにしたい。

国民国家論が注目を集めるようになっていた1995年は、「戦後50年」の年であったが、西川が「戦後50年」に見たのは、「国民という怪物」の「再生」であった³³⁾。この時期に西川は、以前にもましてはっきりと「非国民」を宣言するようになっていく³⁴⁾。西川が問題としたのは「自由主義史観」の台頭だけではない。むしろ強い危惧を示したのは、加藤典洋に代表される「謝罪」をめぐる知識人の発言であった。西川は、「謝罪主体の構築」論を「人は戦争責任の追及を通してさえ国家に回収される」と厳しくとらえ、「こうして、一人の人間として、戦争の犠牲者の苦しみに心の深いところで向き合おうとする最初の契機は失われてしまう³⁵⁾」と述べた。西川の懸念は、「戦争の死者をとむらい犠牲者に応える」方法が「国民」という集団を主語に語られてはばからないこと、そしてそのなかで、「一人の人間」が解消されてしまう点にあったのである。そうしたなかで発された西川の「非国民」宣言の意味を考えるならば、それが、自らを超越的・高踏的な位置に置こうとするものでなかったことは明らかだろう。そこに込められていたのは、他者の苦しみに向き合うことのできる「一人の人間」の意であった。

「非国民」を名乗る西川が、このように集団に解消されない「一人の人間」となることをその先に展望していたとするならば、国民国家からの出口にかかわる議論として、国民国家論と並行して西川が考察していた「私文化」論に注目することが重要と考える。次に、「私文化」論の内容や経緯を追っていこう。

最初に西川が「私文化」を提起したのは、92年刊の『国境の越え方』であった。それは、「国民文化」から解放される方法の一つとしての提案で、次のように述べられていた。

私はここであらためて「私文化」を議題にのせることを提案したい。それは「日本文化」に対抗する拠点を明確にする点でも必要であるが、同時に文化の静的なとらえ方から脱して、岩田（慶治：引用者註）氏が示唆されているような文化創造の過程のダイナミズムを見とけるためにも必要であろう。〔中略〕忘れてはならないのは文化は究極的には価値観の問題であるということだ。価値を決定するのは最終的には個人である。「私」の選択は一

つの文化のなかで自己の位置を決定するだけでなく、一つの文化を捨てて他の文化を選ぶこともありうるだろう。そしてそのような個のあり方が、より上位の文化の性質を変えてゆく³⁶⁾。

ここで「私文化」は、「日本文化」「国民文化」への対抗拠点として提示されるとともに、新たな文化創造と結びつけられていたことにも注視したい。「私文化」論に対してはさまざまな疑問が出されたが、西川はそれに答えるなかで考察を続けている。96年の『インパクション』のインタビューでの松葉祥一による「私とか主体とかいう言葉が出てくると、近代的自我の方はどうしてもいってしまうんです」という発言は、「私文化」論に対する代表的な疑問だといえるが、それに対して西川は次のように答えている。

なにか運動をしている人は主体という言葉にこだわるんです。アルチュセールは「歴史は主体なき過程である」と言って大反撃を食らったわけだけれど、ほくの「私文化」とか、「関係性の中での生き方」というのは、わりあいそれに近いかもしれない。

「非国民」の概念をもっと拡大させて、「私文化」でもいいのですが、国民国家の時代とはちがう新しい時代の人間のあり方や人間関係に繋げていこうというふうに考えています³⁷⁾。

ここから分かるように、西川の「私文化」とは、近代的自我や「主体」から生まれるものでなく、むしろそれらの否定のうえで構想される新たな人間のあり方や関係性にかかわる、きわめて実践的な意味をもって提起されたものであった。それが、新たな社会創造に向けての実践的な展望とつながっていたということ、見落としてはならないだろう。

西川は、国民国家論を「差別の構造をいかにして打破し、人類の新たな結合の形式と原理の探求をめざすもの」と定義するが、それと同時に語った次のような提言には、「新しい社会運動」という言葉もある。

では今われわれに何ができるのでしょうか。とりあえず考えられるのは、国民国家がゆらぎつつある時代の変化を観察する視座を国家の呪縛、つまり国家イデオロギーから可能な限り離れた地点に設定するための工夫と努力をすること。そしてそこから世界の変化と同時に、われわれが国家に回収される無数の回路をしっかりと見極め、その回路から身をずらすための工夫と努力をすること。そしてその地点から見出されるさまざまな搾取や差別に可能な限りの異議申し立てを行うこと、ではないでしょうか。「新しい社会運動」をそのような文脈の中で考えたいと思います³⁸⁾。

この文章を「私文化」との関係で読み解くと、それは、「国家に回収される無数の回路」から身をずらしながら搾取や差別への異議申し立てを行う拠点であり、さらに新たな結合を生む可能性をはらむものであったと見なければならぬだろう。

一方、90年代末から2000年代初めにかけての時期に、西川は、国民文化の単一化に対抗する複数の文化共存を表す概念である多文化主義（multiculturalism）に注目していた。「多言語・多文化主義にかんするさまざまな言説は、世紀転換期にわれわれが直面している難問に応えるための、さまざまな試行錯誤をわれわれの前に展開してみせてくれている」と期待を寄せ³⁹⁾、多文化主義にかかわる論考を著わした⁴⁰⁾。ただし、多文化主義への西川の期待はほどなく薄れていく。検証過程で西川が目をとめたのは、先住民や植民地の隠蔽という「多文化主義の不正義」にかかわる問題であった⁴¹⁾。決定的だったのは、2001年の「9.11」である。「9.11」は、多文化国家アメリカの内部矛盾を顕在化させたが、西川は、その過程で「政治的・経済的二極化の現象——世界を「テロ」と「反テロ」に分断する政治の二分法的論理、国家間ないし一国内における経済的二極化現象——がはっきりしたことを挙げている⁴²⁾。「9.11」の後、各国の多文化主義は新たな変容を迫られるようになるが、西川が問題にしたのは、多文化主義の変質ではなく、多文化主義自体が内包する「植民地主義」であった。その後西川は、「(〈新〉)植民地主義」の検証に力を注ぐようになり、それは晩年に至るまで国民国家論とともに視座の柱となった⁴³⁾。

多文化主義への期待の低下と反対に、「私文化」あるいは「私論」には、いっそう重きがおかれるようになった。2006年に西川は「<私文化>をめぐる諸問題」を発表しているが、そこには以下のように書かれていた。

文化における「私」の回復、それは「私」との関係で成り立つ他者の回復と言ってもよいと思います。それまでの文化の定義というのは結局、共通の生活習慣であるとか、シンボルの体系であるとか、そういうような形で、文化の定義の中に私個人というものの位置はないわけですね。「私」は集団の中に解体される。それは多文化主義の場合も同じだと思います。そうではなくて、自己決定（self-determination）ということをもう一度文化の中に入れてほしい⁴⁴⁾。

「文化」の定義そのものが「集団」化＝「国民化」を前提にしていることをとらえた西川は、それに対して『「私」の回復』を唱えたのである。つまり「私」は、集団の中に解体されるのではない、集団化の力に抗するための地点とされた。

晩年の西川が力を傾けたのは、この「私」を起点にした歴史叙述であった。それは、もちろん「国民の歴史」として書かれてきた歴史叙述——戦後歴史学を含む——に対する強烈なアンチテーゼとならざるをえない。2011年刊行の『パリ五月革命 私論——転換点としての68年』は、そうした「私論」としての歴史叙述を最初に形にしたものである。同書執筆の意図は次の文章に示されている。

「六八年革命」は「私」が語り始めた最初の革命であった。そしてそのことは「革命」の概念を根底から変え、同時に「私」の概念を変えてしまう。それは新しい革命であり、既成の革命概念を当てはめて考えることも、既成の用語を語ることもできないだろう。〔中略〕私がかこれから記そうとしているのも、私自身の目と身体と脳裏に刻まれた六八年革命の出来事であって、資料と文献に囲まれて物語の筋道を考える特権的な歴史家の記述ではない。

「私」を語る以外に「五月」の真実に近づく方法があるだろうか。五月革命の正史などはありえないと思う⁴⁵⁾。

バリ五月革命を近代批判・文明批判としての「革命」ととらえた西川は、その歴史叙述を、既存の資料や文献に基づき事実を解明する近代歴史学の方法とは異なる「私論」の方法で行おうとしたのである。

おわりに

国民国家論を端的に表現するならば、「私自身がそのなかに囚われている国民国家を全体として対象化するための方法」ということになるだろう。西川長夫がそのための拠点として見出したのは、「私」だった。西川は、「非国民」という言葉も多用しているが、それは「国民」を拒否することはもちろん、国民国家と切り離すことのできない近代的自我や「個人」とも異なっている。西川が示す「私」には、アイデンティティの固定化を拒否しながら他者と交流しあい、その中で固定的な集団を拒否して「瞬間の共同体」をともに生み出す、といった新たな生き方や関係性が想定されていたのである。

そのように考えると、この「私」は、フェミニズムの言葉としての「わたし／女」を想起させる。西川が国民国家論とフェミニズムの共通性について語っていたことは前にも述べたが、『制度化された言語を学ばないで決然と活動している女』（トリン・T・ミンハ）。こういった表現は、私には国民化の問題、したがって国民国家論の核心をついた言葉のように思われます⁴⁶⁾』と語っている。近代の制度化やそのもとでの名づけ、集団化から絶えず距離を取りながら自らの言葉で語りそして生きる、そのような「女」の姿。それは「非国民」としての「私」と重なるものではないだろうか。

さて、今回の講座のテーマは「国民国家論の越え方」であった。現在、国民国家論が提起されてからすでに四半世紀の時が経っている。しかし、いまあらためて国民国家論をふり返って痛感するのは、国民国家論のもつ現代的意義がけって失われていないということである。今日、グローバル化は一層進展し、インターネットをはじめとする情報網の拡大により国民国家の境界をやすやすと越えられるかのような幻想が振りまかれている。ただしその一方で、貧困や埋められない格差の拡大、差別、ヘイトスピーチに典型的に表れる「われわれ」と「かれら」との二分法やその境界線の再構築、ネットワーク化する社会の中での集団への帰属と忠誠を求め同調圧力がさらに強まっていることは明らかである。西川が問題とした国民国家の矛盾の度合いははるかに増している。「<国民>という怪物」は、末期的症状を見せながらもより獐猛さを顕にしている。こうした現状のなかで、何とかしてそこからの出口を見出そうとするときに、国民国家論のもつ意味は大きい。重要なのは、国民国家が孕む矛盾から目をそらさず、国民国家をのり越える展望を捨てずにいることではないだろうか。

歴史研究に関して言うならば、国民国家をのり越えるための歴史の実践にかかわって、西川が提起した「私論」による歴史叙述は、大きな手がかりになるだろう。「私論」による歴史叙述は、『バリ五月革命 私論』が唯一のものとなり、その後病床で構想された『戦後史再考』は本人の手

で実現されることはなかった。西川が「私論」に託した意味を考えながらさらにそれを深め、それぞれの方法で新たな歴史の実践を構想していくことは、私たちに課された課題といえよう。そのひとつの試みとして紹介しておきたいのは、西川長夫の没後に開始された「戦後史再考プロジェクト」が、2014年秋に『戦後史再考——「歴史の裂け目」をとらえる』という本に結実したことである⁴⁷⁾。同書は「私論」による歴史叙述ではないが、以下の西川の言葉にそれぞれが応答したものである。同書にも引用したが再度書き出しておくことにする。

私自身がそのなかに囚われている国民国家を対象化して云々という、常に私自身が、あなた自身が、そのなかに囚われている個人を含みこんで、それを対象化してみていくという方法〔中略〕。それをただ対象化するだけでなくて出口がどこにあるのかという、未来にかかわるものとして考える、ということです。〔中略〕歴史が破れるようなそういう瞬間をつかまえて、それを問題化していく、そういうような形が、今までの話をたどっていくとできるんじゃないかと⁴⁸⁾。

国民国家の対象化するなわち国民国家論とは、自分自身が囚われている国民国家からの出口を探そうとするものでもある。それは、一人ひとりが「歴史が破れる瞬間」をつかまえ、問題化していくことを通じて可能になるだろう。その試みを続けていきたい。

注

- 1) 歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 I 1980-2000年 歴史学における方法的転回』青木書店、2002年。
- 2) 西川長夫「戦後史再考」西川長夫・大野光明・番匠健一編『戦後史再考——「歴史の裂け目」をとらえる』(平凡社、2014年) 32頁。
- 3) 西川長夫「戦後歴史学と国民国家論」『歴史学研究』729号、1999年
- 4) 前掲註2)『戦後史再考』
- 5) 西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』岩波書店、1984年。
- 6) 同上、10頁。
- 7) 「科学的な方法を自負するわが国の歴史学者や経済学者たちが、平気で、時にむしろ楽しそうに『例外(国家)』という言葉が発するのを耳にして、私はいつも奇妙な違和感にとらわれる。(中略)何らかの理論を立てようとする者は、可能な限り、『例外』という用語を避けるべきではないだろうか(同上、13頁)。
- 8) 同上、5頁。
- 9) 西川長夫「国家とナショナリズムをめぐる三つの断章——フランス大革命の消滅(1)」『歴史学研究』569号、1987年7月(西川『増補版 国民国家論の射程——あるいは〈国民〉という怪物』柏書房、2012年、155-6頁)。
- 10) 同上。
- 11) 西川長夫「李得宰氏への手紙」『立命館言語文化研究』16巻2号、2004年10月。
- 12) 西川長夫「国民(Nation)再考——フランス革命における国民創出をめぐる」『人文学報』70号、1992年。
- 13) 西川長夫『国境の越え方——比較文化論序説』筑摩書房、1992年(西川『増補 国境の越え方——国民国家論序説』平凡社ライブラリー、2001年、18頁)。

- 14) 西川長夫「フランス型国民国家の特色」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店, 1994年, 25-26頁。
- 15) 西川長夫「序 日本型国民国家の形成——比較史的観点から」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社, 1995年, 7-8頁。
- 16) 同上。
- 17) 西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社, 1995年。
- 18) 西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房, 1999年。
- 19) 西川正雄「はじめに——批判的歴史学をめざして」『戦後歴史学と歴研のあゆみ——創立60周年記念』青木書店, 1993年。
- 20) 小谷汪之「総論 世界史像の行方」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 I 1980-2000年 歴史学における方法的転回』青木書店, 2002年, 11-12頁。
- 21) 西川長夫「戦後史再考」西川・大野光明・番匠健一編『戦後史再考——「歴史の裂け目」をとらえる』平凡社, 2014年（「戦後歴史学の反省」は同書の第1章「戦後史再考」に所収）。
- 22) 西川長夫「戦後歴史学と国民国家論」『歴史学研究 増刊号』729号, 1999年, 13-14頁（歴史学研究会編『シリーズ歴史学への問い3 戦後歴史学再考——「国民史」を超えて』青木書店, 2000年に再録）。
- 23) 同前, 14頁。
- 24) 西川祐子「女性はマイノリティか」『歴史学研究 増刊号』703号, 1997年。
- 25) 荻野美穂・田邊玲子・姫岡とし子・千本暁子・長谷川博子・落合恵美子編『性・産・家族の比較社会史 制度としての〈女〉』（平凡社, 1990年）, 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房, 1991年）, 同『家庭の生成と女性の国民化』（勁草書房, 1996年）, 西川祐子『近代国家と家族モデル』（吉川弘文館, 2000年）, 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』（岩波書店, 1994年）, 同『ナショナリズムとジェンダー』（青土社, 1998年）など。この点については, 加藤千香子『近代日本の国民統合とジェンダー』（日本経済評論社, 2014年）の序章を参照。
- 26) 西川長夫自身も「フェミニズムのなかに国民国家論との共通項を見出すのは容易です」と述べている（西川, 前掲「戦後歴史学と国民国家論」12頁）。
- 27) 研究委員会「一九九八年度日本史研究会大会に向けて」『日本史研究』434号, 1998年。
- 28) 小路田泰直『国民〈喪失〉の近代』吉川弘文館, 1998年, 3頁。
- 29) 大門正克「歴史への問い／現在への問い③ 1990年代とはどういう時代なのだろうか」『評論』103号, 日本経済評論社, 1997年（大門『歴史への問い／現在への問い』校倉書房, 2008年に再録）。
- 30) 安田浩「戦後歴史学の論じ方によせて」歴史学研究会編『シリーズ歴史学への問い3 戦後歴史学再考——「国民史」を超えて』青木書店, 2000年, 175-176頁。
- 31) 安田常雄「方法についての断章——序にかえて」同上, 歴史学研究会編『戦後歴史学再考』14-15頁。
- 32) 牧原憲夫編『〈私〉にとっての国民国家論——歴史研究者の井戸端談義』日本経済評論社, 2003年, 141頁。
- 33) 西川長夫「思想の言葉 1995年8月の幻影, あるいは『国民』という怪物について」『思想』856号, 1995年。
- 34) 西川長夫「戦後50年と, ある非国民のつぶやき」『文学』1995年。
- 35) 西川長夫「国民国家論からみた『戦後』」『国民国家論の射程——あるいは〈国民〉という怪物について』柏書房, 1998年（1997年11月立命館大学50周年記念シンポジウムでの講演）。
- 36) 西川長夫「国民文化と私文化」『国境の越え方——比較文化論序説』筑摩書房, 1992年（西川『〔増補〕国境の越え方——国民国家論序説』平凡社ライブラリー, 2001年, 298-299頁に再録）。
- 37) 西川長夫「国民国家を越えて」（インタビュー・松葉祥一）『インパクション』96号, 1996年。
- 38) 前掲註35)
- 39) 西川長夫「多言語・多文化主義をアジアから問う」西川／姜尚中／西成彦編『20世紀をいかに越え

- るか 多言語・多文化主義を手がかりにして』平凡社，2000年。
- 40) 西川長夫／渡辺公三／ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在 カナダ・オーストラリア・そして日本』（人文書院，1997年），西川長夫／山口幸二／渡辺公三編『アジアの多文化社会と国民国家』（人文書院，1998年），西川長夫／姜尚中／西成彦編『20世紀をいかに越えるか 多言語・多文化主義を手がかりにして』（平凡社，2000年）など。
- 41) 西川長夫「多文化主義の不正義」『立命館言語文化研究』第19巻第4号，2008年（2007年3月に立命館大学で開催された国際カンファレンス「社会正義と多文化主義」での報告）。
- 42) 西川長夫「いまなぜ植民地主義が問われるのか」西川／高橋秀寿編『グローバリゼーションと植民地主義』人文書院，2009年，24-25頁。
- 43) 著書・編著としては以下のようなものがある。西川長夫『〈新〉植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』（平凡社，2006年），西川長夫／高橋秀寿編『グローバリゼーションと植民地主義』（人文書院，2009年），西川長夫『植民地主義の時代を生きて』（平凡社，2013年）。
- 44) 西川長夫「〈私文化〉をめぐる諸問題——アイデンティティ論を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』132号，2006年。
- 45) 西川長夫『パリ五月革命 私論——転換点としての68年』平凡社，2011年，11頁。
- 46) 西川，前掲「戦後歴史学と国民国家論」12頁。
- 47) 西川・大野・番匠，前掲『戦後史再考』。
- 48) 同前，77-78頁。

